

保護者のみなさまへ

私立幼稚園就園奨励費補助金について



1. 概要

香取市では、私立幼稚園にお子さまを通園させているご家庭の経済的負担を軽減するため、保護者が支払う授業料等を減免する私立幼稚園に対し、補助金を交付しています。市からの補助金を受け、各幼稚園では授業料等の減免を行っています。

2. 対象となる世帯と補助限度額

香取市内に住所を有し、私立幼稚園にお子さまを通園させているご家庭で、下表に掲げる世帯に該当する場合に限りです。幼児教育の無償化に伴い、今年度は平成31年4月から令和元年9月まで（以下、「前期分」という。）が本事業の補助対象期間となります。下表は年額であるため、前期分の補助限度額は以下の算式で算出します。

☆前期分補助限度額＝補助限度額（下表）× 前期分授業料の支払月数÷12

世帯区分	補助限度額（年額）					
	右の区分以外の世帯			ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等		
	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
第1階層	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
第2階層	272,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
第3階層	187,200円	247,000円	308,000円	272,000円	308,000円	308,000円
第4階層	62,200円	185,000円	308,000円	62,200円	185,000円	308,000円
階層外	-	154,000円	308,000円	-	154,000円	308,000円
備考	「第4階層」及び「階層外」の区分に該当する場合は、 <u>小学校3年生までの範囲内で、最年長者から順に第1子、第2子と数えます。</u> 小学校4年生以上のお子さまがいても、カウントしません。 「第1階層」から「第3階層」までの区分に該当する場合は、 <u>保護者と生計を一にする兄弟であれば、年齢等に関係なく最年長者から順に第1子、第2子と数えます。</u>					

【第1階層】…生活保護法の規定による保護を受けている世帯

【第2階層】…令和元年度市民税が非課税世帯または市民税所得割額が非課税世帯

【第3階層】…令和元年度市民税所得割額が、34,500円にA、Bを加えた額以下の世帯
 （世帯の市民税所得割額 \leq 34,500円+A+B）

A=16歳未満の扶養親族の数 \times 21,300円

B=16歳以上19歳未満の扶養親族の数 \times 11,100円

【第4階層】…令和元年度市民税所得割額が、171,600円にC、Dを加えた額以下の世帯
 （世帯の市民税所得割額 \leq 171,600円+C+D）

C=16歳未満の扶養親族の数 \times 19,800円

D=16歳以上19歳未満の扶養親族の数 \times 7,200円

【階層外】…令和元年度市民税所得割額が、第4階層の基準額を超える世帯

「ひとり親世帯等」とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が、次のいずれかに該当する場合に適用されます。

①配偶者のない者で、現に児童を扶養している（児童扶養手当を受給している）世帯

②在宅障害児(者)のいる世帯

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯
- ・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯

○第3・第4階層の判定について

「ア＝34,500円＋A＋B」と「イ＝171,600円＋C＋D」を計算して、

『市民税所得割合算額≤アであれば第3階層、市民税所得割合算額≤イであれば第4階層』
となります。下表の【第3階層・第4階層早見表】でご確認ください。

(19歳未満の扶養親族数が5人以上の場合は、上記計算式で階層を判断してください。)

【第3階層・第4階層早見表】

(年齢は、平成30年12月31日現在で算定します。)

19歳未満の扶養親族数 (H12.1.2～H30.12.31生)			階層	世帯の市民税 所得割合算額	補助限度額			
合計	16歳未満 H15.1.2～ H30.12.31	16歳以上 19歳未満 H12.1.2～ H15.1.1			※()内は、ひとり親世帯等に該当する場合の 補助額			
					第1子	第2子	第3子以降	
1人	1人	0人	第3	55,800円以下	187,200(272,000)	-	-	
			第4	191,400円以下	62,200	-	-	
2人	1人	1人	第3	66,900円以下	-	247,000(308,000)	-	
			第4	198,600円以下	62,200	-	-	
	2人	0人	第3	77,100円以下	187,200(272,000)	247,000(308,000)	-	
			第4	211,200円以下	62,200	185,000	-	
			階層外	211,201円以上	-	154,000	-	
3人	1人	2人	第3	78,000円以下	-	-	308,000	
			第4	205,800円以下	62,200	-	-	
			階層外	205,801円以上	-	-	-	
	2人	1人	第3	88,200円以下	-	247,000(308,000)	308,000	
			第4	218,400円以下	62,200	185,000	-	
			階層外	218,401円以上	-	154,000	-	
3人	0人	0人	第3	98,400円以下	187,200(272,000)	247,000(308,000)	308,000	
			第4	231,000円以下	62,200	185,000	308,000	
			階層外	231,001円以上	-	154,000	308,000	
4人	1人	3人	第3	89,100円以下	-	-	308,000	
			第4	213,000円以下	62,200	-	-	
			階層外	213,001円以上	-	-	-	
	2人	2人	2人	第3	99,300円以下	-	-	308,000
				第4	225,600円以下	62,200	185,000	-
				階層外	225,601円以上	-	154,000	-
	3人	1人	1人	第3	109,500円以下	-	247,000(308,000)	308,000
				第4	238,200円以下	62,200	185,000	308,000
				階層外	238,201円以上	-	154,000	308,000
	4人	0人	0人	第3	119,700円以下	187,200(272,000)	247,000(308,000)	308,000
				第4	250,800円以下	62,200	185,000	308,000
				階層外	250,801円以上	-	154,000	308,000

※早見表の見方は次ページでご確認ください。

○早見表の見方

(例1) 16歳未満の扶養親族が1人の世帯

市民税所得割合算額が55,800円以下であれば第3階層、191,400円以下であれば第4階層、191,401円以上であれば補助対象外となります。

(例2) 16歳未満の扶養親族が2人の世帯

市民税所得割合算額が77,100円以下であれば第3階層、211,200円以下であれば第4階層、211,201円以上であれば階層外となります。

※ 住宅借入金等特別税額控除の適用がある場合は、控除前^前の税額が基準となります。

※ 世帯の階層区分については、幼稚園に通うお子さまと同一世帯に属し、生計を一にしている父母の市民税課税状況を基準に決定しますが、家計の主宰者が父母以外の扶養義務者（祖父母等）の場合は、父母と扶養義務者（祖父母等）の所得割課税額を合算して決定します。

※ 単身赴任者のように、実際には居住が別の場合でも、経済的に一体性がある場合は同一世帯として取り扱います。

※ 令和元年度中に支払う授業料等の前期分の総額が前期分の補助限度額を下回る場合は、以下の算式により算出された実額が補助額となります。

○入園料について

入園料×前期分の授業料支払月数÷年間在籍月数（100円未満は四捨五入）

○授業料について

授業料×前期分の授業料支払月数

3. 補助の対象となる費用

入園料及び授業料です。（※設備費、教材費等は補助の対象となりません。）

4. 申請の手続き

別紙「授業料等減免措置に関する調書」に必要事項を記入いただき、次ページに掲げる書類のいずれかを添えて、幼稚園が定めた期日までに幼稚園に提出してください。

なお、世帯区分の判定に、お子さまの人数等を把握する必要がありますので、調書にはお子さまを含む世帯全員の氏名等を漏れなく記入してください。

★「第2階層または第3階層に該当」し、かつ、「ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等に該当」する場合は、次の書類（コピー）も添えて提出してください。

該当項目	提出書類
①配偶者のない者で現に児童を扶養している	児童扶養手当証書
②身体障害者手帳の交付を受けている	身体障害者手帳
③療育手帳の交付を受けている	療育手帳
④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている	精神障害者保健福祉手帳
⑤特別児童扶養手当の支給対象児童がいる	特別児童扶養手当証書
⑥国民年金の障害基礎年金の受給者がいる	国民年金障害基礎年金の年金証書

○課税状況等を確認するための書類

次のいずれかの書類（コピー）を提出してください。

①生活保護を受けている世帯

☞福祉事務所長が発行する「生活保護受給証明書」

②会社員など、勤務先で給料から市民税・県民税が控除されている方

☞「令和元年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」の写し

③自営業など、市役所が発行する納税通知書で市民税・県民税を納める方

☞「令和元年度市民税・県民税 税額決定・納税通知書」の明細部分の写し

④上記②、③の通知書をお持ちでない方

☞「令和元年度市民税 課税（非課税）証明書」

市役所または各支所の税務担当窓口で申請してください。（有料）
 なお、本人以外の証明書を申請する際は、委任状が必要となります。

⑤平成31年1月2日以降、香取市に転入された方

☞前住所地の市区町村長が発行する「平成31年度市町村民税の課税（非課税）証明書」

前住所の税務担当課にお問い合わせください。

※ 幼稚園に通うお子さまと同一世帯に属し、生計を一にしている父母の市民税課税状況を基準に補助対象世帯に該当するか否かを決定しますが、**家計の主宰者が父母以外の扶養義務者（祖父母等）の場合は、父母と扶養義務者（祖父母等）の市民税課税状況書類が必要です。**（※下表の【必要となる課税状況書類の一例】でご確認ください。）

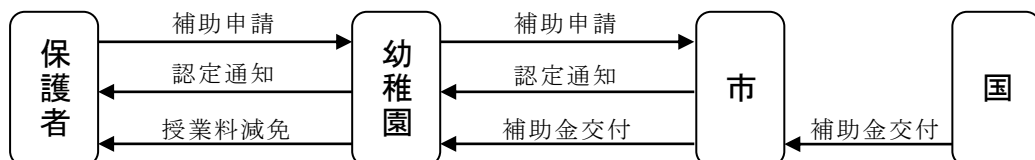
【必要となる課税状況書類の一例】

祖父母との同居の有無		園児と祖父母が同居		園児と祖父母が別居	
		園児と祖父母が同居		園児と祖父母が別居	
父母の課税状況		園児と祖父母が同居		園児と祖父母が別居	
父母両方が課税されている		父・母		父・母	
父母のどちらか 一人が課税	控除対象配偶者あり	父・母のうち課税されている方		父・母のうち課税されている方	
	控除対象配偶者なし	父・母		父・母	
父母両方が非課税		父・母・祖父・祖母		父・母	

5. 認定通知と減免方法

教育委員会では、申請いただきました書類を審査し、本補助制度の対象となるか否かを決定します。審査結果については、幼稚園を通じてお知らせいたします。

対象となった方は、各幼稚園の方法により授業料等の減免が行われます。



6. お問い合わせ

本制度に関し、ご不明な点がございましたら、各幼稚園または香取市教育委員会までお問い合わせください。

○香取市教育委員会 学校教育課（電話：0478-50-1239）

